Koga Snow Flakes　規約

第１章　名　　称

（名称）

第１条　本会は、Koga Snow Flakes（古河スノーフレイクス）と称し、略称はＳＮＦとする。

第２章　目　　的

（目的）

第２条　本会は、スキー・スノーボード（以下スノボ）・その他の雪上スポーツに興味を持つ人々が出会うきっかけとなり、共通の趣味を持つ仲間同士、活動の喜びや技術の向上を享受する場となることを目的とする。

また、個人および周囲の人々の自由を尊重することを基本理念として、必要な時には協力し、心地よいマナーをもって共に楽しむことを活動方針とする。

第３章　事　　業

（事業）

第３条　本会は、第２条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. スキー・スノボ技術の伝承および指導者の養成
2. クラブ員および他グループとの交流
3. オフシーズンの各種レクリエーション
4. 活動時の安全管理と注意喚起
5. その他、本会の目的達成に必要な事業

第４章　会　　員

（会員）

第４条　本会は、第３条の事業内容に賛同した者によって組織される。

1.　原則として、１８歳以上の男女（１８歳未満の者は保護者の承認を必要とする）

2.　希望者は、家族（親子・夫婦）を家族会員として登録することができる。

（入会、退会）

第５条　入会・退会は、理事会の承認による。

1.　入会希望者は、入会申込書を理事会に提出する。

2.　退会希望者は、退会届を理事会に提出する。

（除名）

第６条　会員が次の事項に該当する場合、除名は理事会で決議される。

1.　会費を定められた期日が過ぎても、納入が確認できないとき

2.　会の方針に反抗的言動をとったとき

3.　会の名誉を著しく損じたとき

第５章　収　　入

（収入）

第７条　本会の収入は、次の通りとする。

1.　会費

2.　寄付金

3.　その他の収入

（会費）

第８条　会員は、会費を期限までに納入しなければならない。

1.　会　費　　年額　２，０００円（家族会員は会費納入の必要なし）

2.　納入期限　　６月３０日までに納入すること

3.　新たに入会する者は、理事会の指示する期限までに会費を納入すること

（会計年度）

第９条　本会の会計年度は、毎年６月１日から翌年５月３１日までとする。

（決算）

第１０条　収支決算は会計監査の審査を経て、総会に報告しその承認を得るものとする。

（予算）

第１１条　理事会は、会計年度終了後速やかに次年度予算を立案し、総会の承認を得る。

第６章　組　織　及　び　役　員

（役員）

第１２条　本会に次の役員を置く。

1.	会長	１　名
2.	事務局	１　名
3.	会計	１　名
4.	理事	若干名
5.	顧問	若干名置くことができる
6.	会計監査	１　名

（役員の任務）

第１３条

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 事務局は、本会の事務全般を行う。
3. 会計は、本会の会計全般を行う。
4. 理事は、協力して会務を執行する。
5. 顧問は、理事会の諮問に応じる。
6. 会計監査は、第１５条に別に定める。

（役員選出及び任期）

第１４条

1. 役員は、総会において会員より選出される。
2. 任期は、会計年度と同じとする。ただし再任を妨げない。

第７章　会　計　監　査

（会計監査）

第１５条

1. 会計監査は、総会において選出され、会計を監査する。
2. 会計監査は、他の役員を兼ねる事は出来ない。

第８章　運　　営

（総会）

第１６条　総会は、本会の最高機関である。

第１７条　総会は、次の事を審議し決定する。

1.　事業内容、決算報告および予算案
2.　役員の改選
3.　本規約の改正
4.　その他、決議を要する重要な事項

第１８条

1.　総会は、毎年７月末までに会長が召集する。
2.　会長が必要と認めた時、又は会員の２分の１以上からの請求があった時は、会長は臨時にこれを召集しなければならない。

第１９条

1.　総会は、会員の２分の１以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。出席不可能な会員は委任状を提出することとし、提出がない場合は議長一任とみなす。
2.　決議は、出席者の２分の１以上の同意を必要とする。

第２０条　総会は議事録を作成し、これを保存する。

（理事会）

第２１条　理事会は、本会の執行機関である。

第２２条　理事会は、次の会務を執行する。

1.　活動全般に関する協議
2.　総会決定事項の執行
3.　理事会決定事項の周知
4.　予算等に関する審議

第２３条　理事会は、必要に応じて会長が召集する。

第２４条　理事会は、会長、事務局、会計、理事をもって構成し、総会の決議に従って会務を執行し、会長は議長となる。

第２５条　理事会は、２分の１以上の出席で開会することができる。

第２６条　理事会の決議は、出席者の３分の２以上の同意を必要とする。

第 9 章　規　約　の　改　正

（規約の改正）

第２７条　本規約は、総会において出席会員の３分の２以上の同意をもって改正することができる。なお、軽微な修正は理事会の判断で行うことができる。

第 10 章　付　則

（要約）

第２８条

1. 本規約の要点及び関連事項を「ハンドブック」として作成する。
2. ハンドブックは、会長の判断で改訂することができる。

（付則）

第２９条　本規約は、令和７年６月１日より施行する。